

まめでくらそまいか事業（介護予防事業）の流れについて

65歳で要介護・要支援認定を受けていない人

基本チェックリストの実施

- ・介護保険課より基本チェックリスト送付する場合（生年月日限定）
- ・要介護・要支援認定非該当者
- ・地域包括支援センターの実態把握等



基本チェックリストにおいて以下1～4に該当

1. (No6～10) 運動器の機能向上5項目のうち3項目以上に該当
2. (No11, 12) 栄養改善2項目の全てに該当
3. (No13～15) 口腔機能の向上3項目のうち2項目以上に該当
4. (No1～20) 10項目以上に該当



まめでくらシルバー（二次予防事業の対象者）決定



まめでくらそまいか事業（介護予防事業）へ勧奨

※岐阜市地域包括支援センターが介護保険課と協力し対象者をまめでくらそまいか事業

（介護予防事業）へ勧奨

運動器機能向上事業、栄養改善事業へ参加希望の場合

まめでくら検査を受診

介護予防事業参加の可否について医師の判断

【まめでくらそまいか事業（介護予防事業）への参加は可】

介護予防事業参加

転ばぬ先の運動教室（運動器機能向上事業）

自宅で継続できる運動を学ぶ

おいしく食べよう教室（口腔機能向上事業）

お口の機能を高め、誤嚥性肺炎を予防するポイントを学ぶ

まめかな！元気脳教室（認知症予防事業）

手作業や体操を取り入れ楽しく小グループで認知症予防について学ぶ

まめかな訪問事業

（訪問型介護予防事業）

地域包括支援センターの職員が訪問し、介護予防に関する相談や指導をする

まめかな！栄養まんてん教室（栄養改善）

栄養士と一緒に食生活を振り返り、食事の工夫や栄養、カロリーの摂り方を学ぶ